

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成26年度分)

法人名	独立行政法人水産総合研究センター
案件番号	82

	平成25年度案件	平成26年度案件
契約部署	日本海区水産研究所	日本海区水産研究所
契約の件名及び数量	塩分水温自動測定装置点検整備業務・一式	塩分水温自動測定装置点検整備業務・一式
契約締結日	平成25年12月2日	平成27年1月22日
契約の相手方の商号又は名称等	(株)イーエムエス	(株)イーエムエス
契約金額	1,977,150円	2,033,640円
入札及び契約方式	公募	公募
公告・公示日数(暦日数・営業日数)	14日・10営業日	23日・11営業日
入札経緯及び結果	平成25年11月13日 公募公告 平成25年11月27日 提出期限	平成26年12月24日 公募公告 平成27年1月16日 提出期限

一者応札・応募の改善取組内容

改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	「1者応札・1者応募に係る改善方策」に基づき、平成25年度の仕様書について業務内容を明確かつ齟齬が生じない表現方法・記載方法としたところであり、また、業務内容自体の見直しも不可能なことから、平成26年度においてはこれ以上の仕様書の改善は図れないと判断した。
②業務等準備期間の十分な確保	○	競争性を確保するため平成25年度において履行期間を78日確保したところであり、平成26年度においては、更に当該期間を延長することは当センターの業務に支障を来すことから、これ以上の改善は図れないと判断した。
③公告期間の見直し	○	「1者応札・1者応募に係る改善方策」に基づき、競争性を確保するため平成25年度において公告期間を14日(10営業日)確保したところであり、平成26年度においては、更に公告期間を延長することは当センターの業務に支障を来すことから、これ以上の改善は図れないと判断した。
④公告周知方法の改善	○	「1者応札・1者応募に係る改善方策」に基づき、平成25年度においてホームページ掲載する公募公告に仕様書を添付し、入札情報等のRSS配信を実施するとともに、類似業務を実施する業者に対し幅広くPRを行ったところであり、平成26年度においてはこれ以上の公告周知方法の改善は図れないと判断した。
⑤電子入札システムの導入	—	当センターにおける事務の効率化及び費用対効果の観点から、電子入札システムの導入は行わないこととしている。
⑥業者等からの聴き取り	○	「1者応札・1者応募に係る改善方策」に基づき、平成25年度は本公募案件について当該業者のみしか対応が不可能である理由の聴き取りを行っており、状況変化もないことから、平成26年度においてはこれ以上の業者からの聴き取りに関する改善は図れないと判断した。
⑦競争参加資格の見直し	○	競争性を確保するため平成25年度において「業種の区分」の制限を撤廃し全ての業種区分の参加を可能とし、競争制限的な参加要件も設けていないことから、平成26年度においてはこれ以上の競争参加資格の改善は図れないと判断した。

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

一者応札・応募改善の取組は、現在対応可能な方策は全て実施しており、これ以上の改善方策は見込めないと判断する。ただし、状況変化もあり得ることから、今後ともこの取り組みを継続し、一者応札・応募改善に努める。

契約監視委員会のコメント

法人における一者応札・応募の改善取り組みについて特に指摘する事項はなく、今後ともこの取り組みを継続すること。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

引き続き、上記のとおり一者応札・応募改善の取り組みを継続していく。

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成26年度分)

法人名	独立行政法人水産総合研究センター
案件番号	92

	平成25年度案件	平成26年度案件
契約部署	中央水産研究所	中央水産研究所
契約の件名及び数量	RI廃棄物廃棄業務・一式	RI廃棄物廃棄業務・一式
契約締結日	平成26年2月4日	平成27年1月9日
契約の相手方の商号又は名称等	公益社団法人日本アイソトープ協会	公益財団法人日本アイソトープ協会
契約金額	1,909,005円	1,929,960円
入札及び契約方式	公募	公募
公告・公示日数(暦日・営業日)	14日・10営業日	15日・10営業日
入札経緯及び結果	平成26年1月14日 公募公告 平成26年1月28日 提出期限	平成26年12月10日 公募公告 平成26年12月25日 提出期限

一者応札・応募の改善取組内容

改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	「1者応札・1者応募に係る改善方策」に基づき、平成25年度の仕様書について業務内容を明確かつ齟齬が生じない表現方法・記載方法としたところであり、また、業務内容自体の見直しも不可能なことから、平成26年度においてはこれ以上の仕様書の改善は図れないと判断した。
②業務等準備期間の十分な確保	○	平成25年度は55日の履行期間を確保していたところであるが、平成26年度においては更に履行期間を確保するよう81日とした。
③公告期間の見直し	○	「1者応札・1者応募に係る改善方策」に基づき、競争性を確保するため平成25年度において公告期間を14日(10営業日)確保したところであり、平成26年度においては、更に公告期間を延長することは当センターの業務に支障を来すことから、これ以上の改善は図れないと判断した。
④公告周知方法の改善	○	「1者応札・1者応募に係る改善方策」に基づき、平成25年度においてホームページ掲載する公募公告に仕様書を添付し、入札情報等のRSS配信を実施するとともに、類似業務を実施する業者に対し幅広くPRを行ったところであり、平成26年度においてはこれ以上の公告周知方法の改善は図れないと判断した。
⑤電子入札システムの導入	—	当センターにおける事務の効率化及び費用対効果の観点から、電子入札システムの導入は行わないこととしている。
⑥業者等からの聴き取り	○	「1者応札・1者応募に係る改善方策」に基づき、平成25年度は本公募案件について当該業者のみしか対応が不可能である理由の聴き取りを行っており、状況変化もないことから、平成26年度においてはこれ以上の業者からの聴き取りに関する改善は図れないと判断した。
⑦競争参加資格の見直し	○	競争性を確保するため平成25年度において全ての等級(A~D)の参加を可能とし、競争制限的な参加要件も設けていないことから、平成26年度においてはこれ以上の競争参加資格の改善は図れないと判断した。

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

公募案件に関する競争参加資格について、「業種の区分」の制限を撤廃し、全ての業種区分の参加を可能とする。

契約監視委員会のコメント

公募案件に関する競争参加資格について、「業種の区分」の制限を撤廃し、全ての業種区分の参加を可能とすることにより一者応札・応募の改善に努めること。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

契約監視委員会のコメントを踏まえ、公募案件に関する競争参加資格について、「業種の区分」の制限を撤廃し、全ての業種区分の参加を可能とすることにより一者応札・応募の改善に努める。

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。